株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準(平成 27 年総務省告示第 412 号)の一部改正(案)に対する意見募集 に対して提出された意見及び総務省の考え方

(意見公募期間:令和3年11月27日(土)から同年12月27日(月)まで)

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	楽天モバイル株式会社	■意見 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機 構支援基準(平成27年総務省告示第412号。 以下「支援基準」という。)の改正に賛同い たします。	本件一部改正案に対する賛同の御意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
		あらゆる産業でデータや AI、IoT の活用が 必須となる中で、日本企業の海外への ICT サービス事業の展開については、ハードインフラの整備を伴わない形態が増加すると想定されます。 今回の支援基準の改正は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が「ハードインフラの整備等を伴わない ICT サービス事業の分野についても支援ができるようにする」ためものとされており、上記の日本企業の展開の実態に即したものと考えます。 また、同機構が外部ファンドへの LP 投資を進めていくことにつきましては、ファンドご		

式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法	
第1条が定める同機構の目的の範囲内で柔 軟な運用が可能となるスキームを引き続き	
ご検討いただきますよう、お願い申し上げま す。	

○提出意見数:1件